介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて(見える化)

社会福祉法人 桃蹊会

1. 介護職員等特定処遇改善加算の取得状況算定する加算の区分 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算 I):介護老人保健施設サンライトホーム 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算 I):グループホームサンライト

2. 職場環境等要件の内容

資質の向上

・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の 高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、 中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援、無資格者の認知症基礎研修の受講の義務化

労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のための新入職員研修制度等の導入
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入又は介護用 品の購入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏 まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・敷地内禁煙

その他

- ・障がいを有する者でも働きやすい職場環境の構築
- ・非正規職員からの正規職員への転換奨励
- ・職員の増員による業務負担の軽減